

# 耳鼻咽喉科専門医制度規則

昭和 58 年 5 月 20 日制定  
昭和 62 年 5 月 15 日改正  
平成 3 年 5 月 15 日改正  
平成 14 年 5 月 17 日改正  
平成 15 年 5 月 23 日改正  
平成 16 年 5 月 14 日改正  
平成 18 年 5 月 12 日改正  
平成 20 年 5 月 16 日改正  
平成 24 年 5 月 9 日改正  
平成 25 年 5 月 15 日改正  
平成 27 年 5 月 20 日改正  
平成 30 年 3 月 16 日改正  
令和元年 11 月 1 日改正  
令和 5 年 9 月 22 日改正  
令和 6 年 1 月 19 日改正  
令和 7 年 1 月 24 日改正  
令和 7 年 7 月 18 日改正

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本制度は、医学の進歩に応じた知識と医療技術を持つすぐれた耳鼻咽喉科専門医の養成を図り、ひいては耳鼻咽喉科・頭頸部外科領域の診療において国民医療の向上に貢献することを理念とする。耳鼻咽喉科・頭頸部外科医師としての人格の涵養につとめ、耳、鼻・副鼻腔、口腔咽喉頭、頭頸部の疾患を外科的・内科的視点と技術をもって治療する。他科と協力し、国民に良質で安全な標準的医療を提供するとともに、さらなる医療の発展にも寄与する専門医の養成を目的とする。

第 2 条 一般社団法人 日本専門医機構（以下「機構」という。）と協力し、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下「日耳鼻」という。）は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を設置し、耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）として認定する。さらに本制度を維持するための事業を行う。

2 専門医制度委員会については、別に定める。

3 専門医の英語表記は Board Certified Otorhinolaryngologist とする。

第 3 条 専門医をめざす者を専攻医と称する。

## 第 2 章 専攻医の資格と登録

第 4 条 日耳鼻は、次の各号のいずれにも該当する者を専攻医と認定する。

- (1) 日本国の医師免許を有する者
- (2) 臨床研修登録証を有する者（第 98 回以降の医師国家試験合格者について必要）
- (3) 研修開始時において日耳鼻正会員である者、もしくは同時に入会手続きを行う者
- (4) 研修プログラムに登録した者
- (5)

## 第 3 章 専門医の認定と登録

第 5 条 日耳鼻は、次の各号のいずれにも該当する者であって、専門医認定審査に合格した者を専門医と認定する。

- (1) 日本国の医師免許を有する者

- (2) 臨床研修修了登録証を有する者（第98回以降の医師国家試験合格者について必要）
- (3) 専門医認定申請時において、通算3年以上日耳鼻正会員である者
- (4) 第7条および第8条の規定により認可された耳鼻咽喉科専門研修プログラムを修了した者
- (5) 専門研修の期間に、日耳鼻総会・学術講演会および日耳鼻秋季大会に各1回以上参加していること
- (6) 1編以上の学術論文（筆頭著者）を執筆し、3回以上の学会発表（日耳鼻総会・学術講演会、関連する学会、ブロック講習会、地方部会学術講演会、国際学会）を行った者
- (7) 専門研修の期間に、日耳鼻が認定する「検査に関する実技講習」に1回以上参加していること
- (8) 専門研修の期間に、日耳鼻が指定する共通講習A（医療安全、感染対策、医療倫理）を受講していること

第6条 前条により専門医と認定された者は、日耳鼻に専門医として登録され、認定証の交付を受ける。

#### 第4章 専門研修プログラムの要件および認定

第7条 専門研修プログラムは、研修目標を達成するために作成されるものとし、研修期間は4年以上とする。

第8条 専門研修プログラムは、第11条から第13条に定める基幹施設、連携施設、および関連施設（複数可）で行う。また、基幹施設にはプログラム統括責任者を置かなければならない。研修プログラムは専門医制度委員会において審議の上、日耳鼻理事会と機構が認可する。専門研修プログラムは施行細則に定める所定の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 専門研修プログラムには、耳、鼻・副鼻腔、口腔咽喉頭、頭頸部の各領域における十分な専門性を有する指導医をおかなければならない。
- (2) プログラム統括責任者は、専門研修プログラムを毎年、申請しなければならない。
- (3) 専門研修プログラムおよび各施設における専攻医の数は、指導医1名につき同時に3名までとする。

#### 第5章 研修プログラムの中断、および変更

第9条 研修プログラムを中断する場合は、プログラム責任者と専門医制度委員会が協議の上、日耳鼻が承認する。

第10条 研修プログラムを変更する場合は、プログラム責任者と専門医制度委員会が協議の上、日耳鼻が承認する。

#### 第6章 研修施設の要件

第11条 基幹施設は次の条件を満たす施設とする。

- (1) 基幹施設は、連携施設、関連施設を指導し、専門研修プログラムに従った専門医研修教育を行う。
- (2) プログラム統括責任者はプログラム全体の指導体制、内容、評価に関し監督責任を負うと同時に、当該基幹施設においてはその指導体制、内容、評価に関しても責任を負う。
- (3) 原則として年間手術症例数は200件以上とする。
- (4) プログラム責任者（第14条で定める指導医登録された部門長、診療責任者ないしはこれに準ずる者）1名と指導医4名以上を必要とする。ただし、プログラム責任者と指導医の兼務は可とする。
- (5) 他の診療科とのカンファランスを定期的開催する。
- (6) 施設として医療安全管理、医療倫理管理、労務管理を行う部門を持つ。

第12条 連携施設は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 指導医1名以上を置く。
- (2) 症例検討会を行っている。
- (3) 専門研修指導医は当該研修施設での指導体制、内容、評価に関し責任を負う。

第13条 関連施設は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 専門医1名以上を置く。
- (2) 症例検討会を行っている。
- (3) 専門医は当該研修施設での指導体制、内容、評価に関し責任を負う。

2 地域医療を研修する場合には1年を限度として、専門医が常勤する施設に限って関連施設として病院群に参加することができる。

#### 第7章 専門研修指導医の要件

第14条 専門研修指導医は以下の要件を満たし、かつプログラム統括責任者が認める者を専門医制度委員会において審議の上、登録する。専門医の更新を1回以上行った者。ただし専門医制度委員会にて同等の臨床経験があると認めた者を含める。

- (1) 年間30例以上の手術に指導者、術者、助手として関与している者
- (2) 2編以上の学術論文(筆頭著者)を執筆し、5回以上の学会発表(日耳鼻総会・学術講演会、日耳鼻秋季大会、関連する学会、ブロック講習会、地方部会学術講演会、国際学会)を行った者

第15条 指導医の更新は、診療・研修実績を確認し5年毎に行う。

#### 第8章 専門医の認定の更新

第16条 第5条の規定により専門医の認定を受けた者は、5年毎に認定の更新をしなければならない。ただし、施行細則で定める場合は、この限りではない。

- 2 認定の更新をしようとする者は、施行細則で定める基準に従って研修実績を修めなければならない。
- 3 別に定める理由(特別な理由)により専門医の更新ができない場合は、活動休止申請書を提出しなければならない。活動休止期間中は、資格として専門医を称することはできない。

#### 第9章 専門医の資格喪失

第17条 専門医は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第16条に規定する専門医の認定の更新がされなかったとき。
- (2) 専門医としての資格を辞退したとき。
- (3) 日耳鼻定款第9条から11条までの規定により、日耳鼻会員としての資格を喪失したとき。
- (4) 医師の資格を喪失したとき。

第18条 専門医が次の各号の一に該当するときは、日耳鼻理事会の議決を経て、その資格を喪失または一時停止させるものとする。

- (1) 専門医としてふさわしくない行為のあったとき。
- (2) 専門医認定審査申請に重大な誤りのあったとき。

#### 第10章 補 則

第19条 この規則の施行に必要な細則ならびに基準は、別に定める。